

「島根県地域年金事業運営調整会議設置要綱」及び「島根県地域年金事業運営調整会議運営要領」の改正について（案）

【提案内容】

- 1 「島根県地域年金事業運営調整会議設置要綱」の改正
第3条第1項にある調整会議の構成員について、（別添）から「全国国民年金基金島根支部が推薦する者」を削除いたしたい。
- 2 「島根県地域年金事業運営調整会議運営要領」の改正
調整会議の開催時期について、「原則6月」を「原則7月」といたしたい。

【理 由】

- 1 「島根県地域年金事業運営調整会議設置要綱」の改正について
本年5月1日より組織再編のため、全国国民年金基金島根支部が岡山支部に統合された旨連絡をいただきました。島根県の事務所はなくなり、これまでと同様な事務体制は現実取れないと見込まれています。
このことから、これを契機に運営調整会議の構成員から除くものです。
- 2 「島根県地域年金事業運営調整会議運営要領」の改正について
調整会議は、国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けることを目的として、毎年6月に開催しているところです。その指標である、年度末の国民年金保険料納付実績は6月末に纏められることから、これまでこの会議での報告ができていません。
また、今後の会議開催をWebでの開催を基本とするためには、委員とのやり取り等事前準備にも時間を要します。
これらのことから、開催時期を原則7月とするものです。

(別 添)

島根県地域年金事業運営調整会議委員(改正案)

赤字=削除

島根県代表年金事務所長は、次の関係機関(団体)等に対して委員の推薦を依頼するなど、適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

- (1) 島根県社会保険委員会連合会が推薦する者
- (2) 全国健康保険協会島根支部が推薦する者
- (3) 島根県社会保険労務士会が推薦する者
- (4) 島根県年金受給者協会が推薦する者
- (5) ~~全国国民年金基金島根支部が推薦する者~~
- (6) 松江市の代表が推薦する者
- (7) 島根県教育委員会が推薦する者
- (8) 厚生労働省中国四国厚生局が推薦する者
- (9) 一般財団法人島根県社会保険協会が推薦する者
- (10) 島根県商工会議所連合会又は島根県商工会連合会が推薦する者
- (11) 学識経験者
- (12) 島根県社会福祉協議会が推薦する者
- (13) 島根労働局が推薦する者
- (14) 報道機関が推薦する者
- (15) その他代表年金事務所長が適当と認める者

※順次繰り上げ

1. 協議（審議）事項

(1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

事業計画・推進状況等を公開し、地域年金展開事業に対する理解を深めていただく。

- ・ 公的年金制度の動向などを紹介するとともに、その中で日本年金機構の位置付け及び担うべき役割の説明。
- ・ 各年金事務所の事業計画の報告。
- ・ 各年金事務所の事業実績及び具体的な取組等の報告。

(2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対するご意見・助言。

年金事務所の利用者及び関係者の意見・助言・ニーズを受け止め、事業推進の改善に反映させる。

- ・ 地域年金展開事業の内容を充実させるための意見・助言。
- ・ 地域年金展開事業の効果的かつ効率的な進め方についての意見・助言。
- ・ 新たに実施が望まれる事業についての意見・助言。

(3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

- ・ 地域年金展開事業推進に際して関係者による連携・支援・協力の在り方の検討及び調整。
- ・ 年金事務所のサービスに係る意見・助言。
- ・ その他必要と認められる事項の意見交換。

2. 開催

7

調整会議は、原則~~6~~月とし、委員長が参集を求め開催する。

ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。

<協議事項の例>

開催時期	事業運営事項	地域年金展開事業項目
7 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度事業実績状況 ・ 当該年度事業方針および事業計画 ・ 制度改正など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携事業の取組状況 ・ 年金セミナー事業の取組状況 ・ 地域相談事業の取組状況 ・ 年金委員活動支援事業の取組状況 ・ 年金委員委嘱拡大の取組状況 ・ ねんきん月間にかかる取組状況 ・ 地域年金推進員事業の取組状況 ・ 年金事務所お客様サービスモニター会議に基づくサービス改善の取組状況